

Q2

「決済用貯金」とはどのような貯金ですか。

Ans.

決済用貯金とは、①決済サービスを提供できること、②貯金者が払戻しをいつでも請求できること、③利息が付かないこと^(注)、という3要件を満たすものです。当座貯金、無利息の普通貯金及び別段貯金の一部がこれに該当します。

(注) 景品付貯金、いわゆる懸賞金付貯金、ポイント等により優遇が行われている貯金等が決済用貯金として「無利息」の要件を満たすかどうかについては、農水産業協同組合の窓口等にお問い合わせください。



I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のありまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及